

令和8年度ユニバーサルツーリズムFAMツアー手配等業務委託仕様書

1 目的

一般社団法人広島県観光連盟（以下「HIT」という。）では、旅行会社における、体が不自由な方も参加できる県内ツアーの取扱いを増やすため、モデルコースを作成し、旅行会社を招請するFAMツアーを行い、旅行会社に対してツアーの取扱いを促進するとともに、こうしたツアーのPRを行うことで体が不自由な方やその家族等の旅行気運を高める事業を実施する。

2 業務の名称

令和8年度ユニバーサルツーリズム FAM ツアー手配等業務

3 業務の内容

(1) 行程の作成

体が不自由な方（車椅子利用者や足腰が不自由な高齢者を想定）を含む家族旅行の行程を、HIT や当事者等の意見を踏まえて、県西部と県東部で1つずつ作成すること。ツアーの条件は、以下のとおりとする。

《ツアーの条件》

- ・ 1泊2日の行程であり、県内の宿泊施設に宿泊すること。
- ・ 立ち寄り先、移動手段及び宿泊施設は、車椅子利用が可能であること。（同行者がいたら利用可能な施設も可とする。）
- ・ 立ち寄り先には観光客に広く認知されている定番スポット以外にも組み込み、参加者にとって行程が新鮮で魅力的なものとなるよう工夫すること。また、参加者の年代や趣向に応じて部分的に立ち寄り先を選択できるようにするなど、できる限り幅広いニーズに応えられるものとする。
- ・ 多様な観光客の利用を見据え、広島らしさをできる限り五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）で楽しめる内容とすること。

行程の詳細は、HIT と協議の上、最終決定すること。

作成した行程は、「ひろしま公式観光サイト Dive! Hiroshima」でも情報発信するため、行程の内容と魅力を伝える広報素材を作成し、令和9年1月10日までにイラストレーター・JPEG・PDF形式で、HITに納品すること。なお、広報素材のデータは、HITにおいて二次利用や情報更新のための加工を行う可能性がある。

(2) モニターツアーの実施（令和8年10月頃）

(1)で作成したツアーの行程について、体が不自由な方にモニター（県西部コースで1人、県東部コースで1人、原則県内在住者、介助者が同行する場合には同行者は必要最少人数が参加可、HIT と協議して選定）になっていただき、モニターツアーを実施することとし、各立ち寄り先、移動手段及び宿泊施設を手配の上、各施設へ経費を支払うこと。手配や支払い

の基準は下記の「《手配や支払いの基準》」のとおりとする。モニターツアー参加者に支払う経費は●円（見積金額を基に決定）（税込）を上限に、実績額に応じて HIT から受託者に支払う。

なお、モニターツアー実施後には、モニターツアーにより判明した課題について、(3)の FAM ツアー実施までに解決策を講じること。

《手配や支払いの基準》

① ツアー発着地までの移動

自宅又は事務所拠点からツアー発着地までの移動手段を事前に手配すること。ただし、受託者の事前手配が困難なものについては、モニター参加者による立替のもと、領収書金額に基づき、原則現金にて支払いを行うこと。

② 宿泊

宿泊先を手配する際は、朝食を含めること。

③ 食事

モニターツアー中の昼食・夕食については受託者が事前に手配を行い、支払うこと。

④ モニターツアー中の移動手段

モニターツアー中の移動手段についても、受託者が事前に手配を行い、支払うこと。

⑤ 保険

モニター参加者の旅行保険を手配すること。補償内容は行程に対応した内容とすること。

⑥ モニターツアー参加者に係るその他費用

予め行程に含んでいない立ち寄り先での個人的な消費（飲食代含む）等は費用に含めず、モニター参加者による負担とすること。

(3) FAM ツアーの実施（令和 8 年 12 月頃）

(2)のモニターツアーを経て課題対応等を行った行程について、ユニバーサルツーリズムの取扱いに関心のある関西地区・九州地区・県内の旅行会社（県西部コースに 8 社程度・県東部コースに 8 社程度、HIT と協議して選定）を主に招請し、FAM ツアーを実施することとし、招請者の各立ち寄り先、移動手段及び宿泊施設を手配の上、各施設へ経費を支払うこと。なお、手配や支払いの基準は、上記(2)と同様のものとし、「モニターツアー」を「FAM ツアー」に、「モニターツアー参加参加者」を「招請者」と読み替えて適用すること。招請者に支払う経費は●円（見積金額を基に決定）（税込）を上限に、実績額に応じて HIT から受託者に支払う。

(4) ユニバーサルツーリズム対応のツアー等の PR（令和 9 年 2 月頃）

(3)のFAM ツアーの招請者に対して、令和9年4月以降にユニバーサルツーリズム対応のツアーを取扱うよう促すとともに、取扱いを決めた事業者のツアー情報等を含む Web 広告又は SNS 広告を実施すること。広告は、主に関西地区・九州地区に居住する体が不自由な方及びその家族を対象に、広島県内においてユニバーサルツーリズム対応のツアーが行えることの認知拡大や誘客促進を目的に実施することとし、ユニバーサルツーリズム対応のツアー情報の他、広島県への旅行需要を喚起する内容を掲載すること。広告媒体の選定や広告内容の詳細は、HIT と協議の上、最終決定すること。

なお、受託者においてユニバーサルツーリズム対応のツアーを取扱う場合、広告にその情報も含めても構わない。

4 成果品等

事業実施後、3 (1)～(4)の事業実施内容詳細、実費負担分に関する金額明細を紙面（A 4 版・1 部）及び電子データで、HIT へ納品すること。詳細な内容は協議の上、決定する。

モニターツアー及び FAM ツアーに係る実費負担分については、実績額に応じて支払うため、支払い額を確定する上で必要な実費負担部分の内訳（交通費、宿泊費、食事代等）を明記し、支払い根拠となる全ての契約書、領収書の写し等も提出すること。

5 その他

○業務の進捗については HIT に適宜報告し、関係者との連絡調整を十分に図ること。

○作成した資料等のデータの著作権は HIT に帰属する。

○本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、HIT の承諾を得なければならない。

イ HIT により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。